

# 兵庫県公報

平成20年4月1日 火曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

教育委員会達	ページ
勤務命令 .....	1

## 達

達第1号

高砂市公立学校  
東播磨教育事務所

高砂市立学校条例及び高砂市立学校施設使用条例の一部を改正する条例（平成19年高砂市条例第19号）の施行の際、現に次に該当する教職員は、別に発令されない限り、それぞれ次により発令されたものとする。

加古川市、高砂市組合立宝殿中学校に置かれている職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられている教職員は、高砂市立宝殿中学校の従前と同一の名称の職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられたものとする。

平成20年4月1日

兵庫県教育委員会